

令和4年第5回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月16日(月) 午前9:00～

2. 開催場所 中央公民館ホール

3. 出席委員(10人)

会長	1番	宮永 誠
副会長	2番	
	3番	福山 宣太
	4番	田中 秀樹
	5番	
	6番	藤島 正廣
	7番	平山 純一郎
	8番	富本 太地
	9番	
	10番	實 穰二
	11番	基山 美奈子
	12番	
	13番	重原 明美
	14番	政岡 廣子

推進委員(0名)

1番
2番
3番
4番
5番
6番

※新型コロナウイルス感染症予防対策として人数制限を設けて開催

4. 欠席委員 2番 義山 太志、5番 稲村 英治、9番 樺山 哲博
欠席推進委員 1番 琉 将士、2番 幸山 真悟、3番 徳 範文
4番 實村 秀樹、5番 徳山 実、6番 重 翔太

5. 議事日程

- 第1 農地法第3条許可申請について（14件）
- 第2 農地法第4条許可申請について（1件）
- 第3 農業経営基盤強化促進事業について（3件）
- 第4 農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について（1件）

6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁
主事 酒勺 英樹

会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和4年第5回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。また、島内でコロナ感染症の拡大が急増しておりますので、本日は、縮小という形で総会を行います。本当に日々、気を付けておりますが、やはりどこから誰がなってもおかしくないというふうな病気になるてきているふうに思いますので、もう一度、感染拡大の防止に御協力していただき、ワクチンの接種等を進めて感染症の防止に努めたいと思います。また、梅雨にも奄美群島全部入りまして、農作業いろいろ圃場等で作業をするのもなかなかできないということではありますが、この雨です。法面等もやはり壊れてるところも多々あるそうですので、また、そういうところを皆さん、見かけた場合はですね。耕地課の方に連絡して、対応していただけるようにしていただきたいと思います。定刻を過ぎましたので、さっそく会議の方に入らせていただきたいと思います。これで挨拶を終わります。よろしく申し上げます。

事務局 宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員14名中10名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長をお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1議事録署名委員及び会議

書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事にご意義はございませんでしょうか。

【異議なし】

議長 それでは、議事録署名委員は、7番委員と4番委員をお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の豊島氏と酒勺氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条許可申請は、1議案14件です。

議案第1号について、受付番号23号から受付番号36号は所有権移転に関する件と使用貸借権に関する件です。

受付番号27号については、譲受人は喜念在住で、譲渡人は徳之島町在住です。申請農地は大字喜念の畑で面積は563㎡となっています。申請事由といたしては経営拡張です。

次に受付番号28号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は585㎡となっています。申請事由といたしては経営拡張です。

次に受付番号30号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は1,510㎡となっています。申請事由といたしては経営拡張です。

次に受付番号31号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人も伊仙在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は4,503㎡となっています。申請事由といたしては貸借権で許可後5年間の使用貸借になります。

次に受付番号29号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人は兵庫県在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は2,963㎡となっています。申請事由といたしては経営拡張です。

次に受付番号33号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は1,496㎡となっています。申請事由といたしては贈与です。

次に受付番号34号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人は鹿児島県在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は4,657㎡となっています。申請事由といたしては贈与です。

次に受付番号36号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人は神奈川県在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は6,105㎡となっています。申請事由といたしては経営拡張です。

次に受付番号35号については、譲受人は馬根在住で、譲渡人も馬根在住です。申請農地は大字検福と大字馬根の畑で面積は3,341㎡となっています。申請事由といたしては贈与です。

次に受付番号32号については、譲受人は阿権在住で、譲渡人は千葉県在住です。申請農地は大字阿権の畑で面積は1,182㎡となっています。申請事由といたしては経営拡張です。

次に受付番号24号については、譲受人は犬田布在住で、譲渡人は兵庫県在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は1,377㎡となっています。申請事由といたしては経営拡張です。

次に受付番号25号については、譲受人は犬田布在住で、譲渡人は鹿児島県在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は1,985㎡となっています。申請事由といたしては経営拡張です。

次に受付番号26号については、譲受人は犬田布在住で、譲渡人は沖縄県在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は1,827㎡となっています。申請事由といたしては経営拡張です。

次に受付番号23号については、譲受人は犬田布在住で、譲渡人は小島在住です。申請農地は大字小島の畑で面積は767㎡となっています。申請事由といたしては贈与です。

受付番号23号から36号は、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長　それでは、受付番号27号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

14番　おはようございます。農地法第3条許可申請27号について、ご説明いたします。先日、1番委員と調査いたしました結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。畑の状況といたしましては、飼料作物が植えてあります。よろしく申し上げます。

1番　農地法第3条許可申請27号については、只今、14番委員のご説明のとおりでございますので皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、これより受付番号27号について、質疑に入りますが何かご質問等
ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号27号について、原案のとおり、
決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号27号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号28、30、31号を一括して、担当委員の方より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7 番 28号、30号、31号を一括して、説明いたします。なお、9番委員が欠席
の為、私が説明いたします。28号ですけども、農地法3条許可申請の28号。
先日、9番委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんで
した。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。なお、これはサトウキビを植
え付けてありました。30号について、また説明いたします。これも9番委員と
共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんでした。なお、ジャ
ガイモ収穫後の畑でした。なお、譲受人が面積「0」となってますけども、今か
ら31号のところ5反以上になります。31号に関しましては、これも9番委
員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触しませんでした。なお、作物
につきましては、上から4筆がキビ、あと2筆がジャガイモあとでした。皆様方
のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号28から31号について、質
疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号28、30、31について、原
案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号28、30、31号は、原案のとおり決定しました。

次に受付番号29号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3 番 29号について、説明いたします。先日、9番委員、4番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。畑の状況は、サトウキビ収穫あとでした。

議 長 はい、ありがとうございます。これより、受付番号29号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号29号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、29号は、原案のとおり決定しました。

次に受付番号33、34、36号を一括して担当委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3 番 33号、34号、36号、一括して説明します。先日、4番委員、3番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。畑の現況といたしましては、33号、34号、36号、全てサトウキビです。

4 番 只今、3番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号33、34、36号について、質疑に入りますがご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号33、34、36号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号33、34、36号は、原案のとおり決定しました。

次に受付番号35号を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6 番 35号について、説明いたします。5番委員の方ができなくてですね。私の方で調査しました。上の検福、上永友ですが、ここについてはジャガイモあとですね。今、さら地になっております。この馬根の中原というところについては、屋敷の状況ですね。親子です。これは、ですから。昔からの宅地にしないで、そういうふうな状況で、ですから。検討してください。以上です。

事務局 馬根の方は、宅地。

6 番 屋敷。

事務局 全部が屋敷。

6 番 こういうことは、あるのはあるんだけどね。宅地にせず昔から、そういう状況だから。親子関係で。

議 長 住んでない。

6 番 住んでいる。

議 長 家に住んでいる。空き家じゃない。空き家かと。
住んでいるけど、畑のままということですね。

6 番 空き家じゃない。

事務局 この1件のみ保留として、申請者の方には、宅地部分のみ現況証明で地目を変えてもらうかですね。

議 長 それでは、35号についてですが、検福の2,331㎡の方を3条許可申請で適切であるということで許可、審議するということで、馬根の方は、1,010㎡の方は、次回、というか今後ですね。地目の変更をしてもらうということで、本日は保留という形でしたいと思いますがよろしいでしょうか。

【質疑・意見なし】

議 長 それでは、35号について、採決をいたします。只今、言ったとおり検福の2,331㎡について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号35号は、原案のとおり決定いたしました。
それでは、次に受付番号32号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

13番 第3条第32号について、ご説明いたします。今日、5番委員がお休みのため私が説明いたします。先日、現地確認いたしましたところ、現在、キビが終わっておりまして、3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号32号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号32号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号32号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号23号から26号を一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 第3条許可申請について、説明いたします。24号、25号、26号は畑総してあります。牧草が植えてあります。第24号、25号、26号まで、11番委員と5番推進委員と調査した結果、第3条許可申請2号に抵触しませんので皆さんの審議よろしくお願ひいたします。牧草を植えてあります。23号は小島で、11番委員、5番推進委員と調査した結果、3条2項に抵触いたしませんので、皆さんの審議よろしくお願ひします。耕してあります。よろしくお願ひします。

11番 農地法第3条許可申請24号、25号、26号、23号につきましては、只今、10番委員のご説明のとおりです。

補足させていただきます。24号につきましては、合計4筆の畑が一枚になっている状況で、その内の1筆ということになります。これは牧草地でした。25号につきましては、上の方の1447-4の方がこれも2筆の畑が一枚になっており、その内の1筆となります。これも牧草地でした。下の828-1なんですが、これは一枚の畑で牧草地です。26号の1380-1ですね。これも2筆の畑の内、これも一枚になっており、この内の1筆ということです。これも牧草地になっております。あとは10番委員の説明のとおりでございます。以上になります。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。これより受付番号23号から26号について、質疑に入りますが何かご意見等ございせんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号23号から26号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、23、24、25、26号は、原案のとおり決定いたしました。

これで日程第2議案第1号農地法第3条許可申請についてを終了します。

次に日程第3議案第2号農地法第4条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条許可申請は、1議案1件です。議案第2号について、受付番号7号は、お手元の資料のとおりで賃貸住宅及び駐車場建設のためです。申請

地に関しましては、周辺に家屋が立ち並び役場から300m以内であることから、第3種農地に該当すると思われ、問題無いと思います。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、只今の説明に関連して、受付番号7号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7番 農地法第4条許可申請7号について、説明いたします。先日、9番委員と共に調査した結果、何の問題も無く事務局の説明のとおりでありました。なお、9番委員、欠席の為、私の方で説明いたします。なお、ローズが植えてありました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、これより受付番号7号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号7号は原案のとおり決定しました。
これで日程第3議案第2号農地法第4条許可申請についてを終了いたします。
次に日程第4議案第3号農業経営基盤強化促進事業についてを議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進事業については、1議案3件です。議案第3号について、受付番号8号から受付番号10号については、お手元の資料のとおりで使用貸借になります。以上で受付番号8号から受付番号10号の議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、受付番号8号から10号について、現地調査の結果並びに補足説明を私の方からします。

1番 農業経営基盤強化促進事業受付番号8、9、10について一括して、ご説明い

たします。先日、14番委員と2名で調査いたしました。この3筆はですね。並んでいまして、畜産基盤整備事業で、ここは休耕地で耕作放棄地です。現在の状況といたしましては。そこをですね。事業で開墾してですね。畑にするということで、耕作放棄地の解消にも繋がるということで、ぜひ、許可の方をしていただきたいと思います。境界はですね。しっかりしていまして、ものすごい前に何十年前に畑総事業をしたところで、喜念の上に。元のセリ市場の上の横くらいなんですけれども。現在はそういう状況ですので。境界等もしっかりしていますし、また今後も事業でですね。しっかり測量もして、境界もしっかりしてからの事業になりますので、問題の無いものと思っていますので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

14番 農業経営基盤強化促進事業8号、9号、10号につきましては、只今、1番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、受付番号8号から10号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号8、9、10号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号8、9、10号は、原案のとおり決定しました。これで日程第4議案第3号農業経営基盤強化促進事業についてを終了します。次に日程第5議案第4号農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成については、1議案1件です。議案第4号について、受付番号1号は、農家住宅建設のためです。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、受付番号1号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7 番 農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について、1号について、説明いたします。先日、9番委員と共に調査した結果、何の問題も無く申請書のとおりでございました。なお、現状としましては、更地にしてありコーラルが敷いてあって、建築現場の現場小屋が4つ置いてありました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号1号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決します。受付番号1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号1号は許可相当ということで意見書を送付したいと思います。

これで日程第5議案第4号農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成についてを終了します。

それでは、その他でございますが、何かございませんか。

無いですね。それでは、議事を全て終了いたしました。

どうもお疲れ様です。